

3-6 第3期介護保険事業（支援）計画について

老人保健福祉計画の見直しについて

老人保健福祉計画の見直しに当たっての基本方針（「第二期介護保険事業計画の作成に併せた老人保健福祉計画の見直しについて」平成14年5月9日老発第0509001号）の一部改正について、現段階における案をお示しするので、各自治体においては老人保健福祉計画作成の準備等を進められたい。

※ この案は、現時点のものであり、今後の検討により変更もあり得る。

老人保健福祉計画の見直しについて（案）

新	旧
<p style="text-align: right;">第〇〇〇〇号 平成17年〇月〇日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省老健局長</p> <p style="text-align: center;">第3期介護保険事業計画の作成に併せた 老人保健福祉計画の見直しについて</p> <p>老人保健福祉計画（市町村老人保健福祉計画及び都道府県老人保健福祉計画をいう。以下同じ。）は、介護保険事業計画（市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画をいう。以下同じ。）と整合性をもって作成することが求められており、平成15年度から平成19年度までを期間とする第2期介護保険事業計画の作成に併せて、「第2期介護保険事業計画の作成に併せた老人保健福祉計画の見直しについて」（平成14年5月9日老発第0509001号）により見直しを行ったところである。</p> <p>今般、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（平成17年厚生労働省告示第〇〇〇号）により、平成18年度から平成20年度までを期間とする第3期介護保険事業計画の作成に当たって即すべき事項が定められたところであり、第3期介護保険事業計画と一体的に老人保健福祉計画の見直しを行っていただくこととなるが、当該見直しに当たっての基本方針を次のとおりとするので、各都道府県においては、計画の見直しに当たって参考とするとともに、市町村への周知徹底について配慮願いたい。</p> <p>なお、本通知の発出に伴い、「第2期介護保険事業計画の作成に併せた老人保健福祉計画の見直しについて」は廃止する。</p> <p>1 介護サービス基盤の整備</p> <p>介護サービス基盤の整備においては、高齢者が介護を要する状態になってもできる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、居宅サービス及び地域密着型サービスに重点を置くべきである。また、地方自治体が中心となり、</p>	<p style="text-align: right;">老発第0509001号 平成14年5月9日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省老健局長</p> <p style="text-align: center;">第2期介護保険事業計画の作成に併せた 老人保健福祉計画の見直しについて</p> <p>老人保健福祉計画（市町村老人保健福祉計画及び都道府県老人保健福祉計画をいう。以下同じ。）は、介護保険事業計画（市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画をいう。以下同じ。）と整合性をもって作成することが求められており、平成12年度から平成16年度までを期間とする介護保険事業計画の作成に併せた見直しについては、「老人保健福祉計画の見直しについて」（平成12年3月31日老発第343号）により、その趣旨、留意点及び基本方針等をお知らせしていたところである。</p> <p>今般、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（平成14年厚生労働省告示第百九十三号）により、平成15年度から平成19年度までを期間とする第2期介護保険事業計画の作成に当たって即すべき事項が定められたところであり、第2期介護保険事業計画の作成に併せて老人保健福祉計画の見直しを行っていただくこととなるが、当該見直しに当たっての基本方針は次のとおりであるので、各都道府県においては、計画の見直しに当たって参考とするとともに、市町村への周知徹底について配慮願いたい。</p> <p>なお、本通知の発出に伴い、「老人保健福祉計画の見直しについて」は廃止するが、同通知の「第一 老人保健福祉計画の趣旨」及び「第二 計画作成において留意すべき点」については、今回の老人保健福祉計画の見直しに当たっても、適宜参考にされたい。</p> <p>1 介護サービス基盤の整備</p> <p>(1) 介護サービス基盤の整備においては、高齢者が介護を要する状態になってもできる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、居宅サービスに重点を置くべきである。その際、自宅での生活を継続する</p>

地域の実情を踏まえ、次のように介護予防の拠点から重度の要介護状態に対応する入所施設に至るまで介護サービス基盤を計画的に推進していく必要がある。

- (1) 非該当者や軽度者に対する介護予防の推進
要支援・要介護1の者に対する介護サービスについては、介護保険制度の動向を踏まえつつ、利用者の生活機能の回復につながるようなサービス提供という観点に立って、必要となる基盤整備を推進する。
- (2) 中重度者を支える在宅サービスの充実・強化
要介護状態となっても自宅で介護を受けたいとする者が多い中で、特別養護老人ホームの入所申込者数が増えている一因として、在宅サービスが中重度者を365日体制で支えるものとはなっていないことが挙げられる。また、認知症に対応可能なサービスの不足も指摘されている。今後は、地域密着型サービスなどの新たなサービス体系の導入も視野に入れた上で、様々な在宅サービスの充実強化を図る。
- (3) 重度者に対する入所施設の整備
上記のような対策を講じた上でも、常時介護を必要とする者が自宅等で暮らすことが困難な場合のために、地域における既存施設の整備状況を十分に踏まえた上で、特別養護老人ホーム等の入所施設の整備を進める。

ことが困難な要介護高齢者等のための多様な受け皿として、介護保険法上の痴呆対応型共同生活介護や特定施設入所者生活介護といった、居所を移して利用する居宅サービスの基盤整備を推進することも重要である。

- (2) また、一人暮らしに不安を感じている高齢者や、介護保険施設からの退所者など、主に生活支援が必要な高齢者が居住でき、さらに、軽度の要介護者が訪問介護サービス等を利用しつつ生活を継続することが可能なケアハウス（介護利用型軽費老人ホーム）や生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の整備を推進することが必要である。
- (3) これらのほか、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）の整備や、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成13年法律第26号）に基づく高齢者向け優良賃貸住宅及び登録住宅の普及、これらの住宅への生活援助員の派遣なども推進していく必要がある。
- (4) なお、ケアハウスについては、先般、その設置・運営主体を拡大するとともに、市町村が公有地等を活用してPFI方式により整備する場合にも国庫補助を行う途を開いたところであり、積極的な活用を検討する必要がある。

2 介護サービスの質的向上

- (1) 介護サービスについては、量的な整備とともに、その質の向上を図る必要がある。サービスの質という面では、介護サービスに携わる人材の養成や就業後の資質向上のための研修体制の整備が重要な課題となる。
- 居宅サービスについては、その担い手である訪問介護員（ホームヘルパー）や訪問看護事業に携わる看護師等の資質の向上に取り組む必要がある。このため、都道府県は、訪問介護員については、予防の視点を含めた身体介護サービスの充実やサービス提供責任者の養成、現任者に対する研修などの面から専門的な資質の向上を図るとともに、訪問看護師についても、緊急時の対応などサービスの専門性を踏まえた資質の向上のための研修の一層の推進に取り組むことが重要である。さらに、養成研修においては、居宅サービスにおいて保健・福祉の職種間で十分な役割分担と連携を踏まえた共働関係が確立されるような配慮が求められる。また、高い倫理性と個人のプライバシーの尊重をより一層徹底していく必要がある。
- (2) 施設サービスについては、これまでの集団処遇的なサービス提供のあり方を見直し、入所者の意思及び人格を尊重しながらその自立を支援するとともに、今後も引き続いて身体拘束の廃止に向けた取り組みを徹底していく必要がある。
- また、特別養護老人ホームについては、広域的施設であっても、出来る限り在宅に近い居住環境を整備することが必要であり、家庭に近い居住環境の下でひとり一人の生活のリズムを大切にされたケアを提供するためのユニット型施設（ユニット型個室及びユニット型準個室）の整備の推進を図ることが必要であり、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）」に基づく交付金を活用するなどして、既存の特別養護老人ホーム等のユニット型施設への改修などを積極的に行っていく必要がある。
- さらに、理美容や教養娯楽など高齢者が尊厳を保って心豊かな暮らしができるような生活環境の整備を図ること、また、世代間交流や地域行事への参加など地域に開かれた施設とすることが求められている点も考慮する必要がある。
- (3) 介護保険制度の円滑な運営のためには、制度の要である介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上に取り組むことが必要である。
- そのため、都道府県は、養成課程において、必要に応じて時間枠の拡大や新規のカリキュラムの導入等を行って資質の向上を図るとともに、現任の介護支援専門員についても、業務への習熟度に応じた研修等を実施し、専門性を深めるための支援が必要である。

2 介護サービスの質的向上

- (1) 介護サービスについては、量的な整備とともに、その質の向上を図る必要がある。サービスの質という面では、介護サービスに携わる人材の養成や就業後の資質向上のための研修体制の整備が重要な課題となる。
- 居宅サービスについては、その担い手である訪問介護員（ホームヘルパー）や訪問看護事業に携わる看護師等の資質の向上に取り組む必要がある。このため、都道府県は、訪問介護員については、予防の視点を含めた身体介護サービスの充実やサービス提供責任者の養成、現任者に対する研修などの面から専門的な資質の向上を図るとともに、訪問看護師についても、緊急時の対応などサービスの専門性を踏まえた資質の向上のための研修の一層の推進に取り組むことが重要である。さらに、養成研修においては、居宅サービスにおいて保健・福祉の職種間で十分な役割分担と連携を踏まえた共働関係が確立されるような配慮が求められる。また、高い倫理性と個人のプライバシーの尊重をより一層徹底していく必要がある。
- (2) 施設サービスについては、これまでの集団処遇的なサービス提供のあり方を見直し、入所者の意思及び人格を尊重しながらその自立を支援するように改めていくべきである。
- 特に、身体拘束の廃止は、高齢者にとってより良いケアのあり方を追求していくに当たっての出発点であり、「身体拘束ゼロ作戦」の徹底を図る必要がある。
- また、特別養護老人ホームは生活の場であることから、家庭に近い居住環境の下でひとり一人の生活のリズムを大切にされたケアを提供する、全室個室・ユニットケアが特徴の「居住福祉型」特別養護老人ホームの整備を促進することが必要である。
- さらに、理美容や教養娯楽など高齢者が尊厳を保って心豊かな暮らしができるような生活環境の整備を図ること、また、世代間交流や地域行事への参加など地域に開かれた施設とすることが求められている点も考慮する必要がある。
- (3) 介護保険制度の円滑な運営のためには、制度の要である介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上に取り組むことが必要である。
- そのため、都道府県は、養成課程において、必要に応じて時間枠の拡大や新規のカリキュラムの導入等を行って資質の向上を図るとともに、現任の介護支援専門員についても、業務への習熟度に応じた研修等を実施し、専門性を深めるための支援が必要である。
- また、都道府県・市町村における介護支援専門員への支援体制の強化として、基幹型在宅介護支援センターを中心に、関係機関との連絡調整や指導助言等の援助を行うケアマネジメントリーダーの活動を支援することが必要である。

(4) 介護サービスの質の確保のためには、利用者からの苦情への対応、ボランティアを活用した相談員（介護相談員）の施設等への派遣、適切な契約締結の推進などに積極的に取り組むことが重要である。さらには事業者自身による、介護保険制度の趣旨に沿った適正で節度のある事業運営への取組みを促すことも望まれる。

3 介護予防及び疾病予防の推進

(1) 高齢者が健康で生き生きした生活を送ることができるよう支援していくことは極めて重要である。そのため、市町村においては、高齢者が要介護状態になったり要介護状態が悪化したりしないようにする「介護予防」の取組みを強力に推進する必要がある。

介護予防の取組みには、要支援・要介護になる前段階の者を対象に地域支援事業として実施されるもの、軽度者を対象に予防給付として実施されるもの、医療保険者による保健事業として実施されているもの、地域リハビリテーション対策として実施されているもの、地域住民等の自主的な活動として実施されているものなどがあることから、それらのサービスが連続性・一貫性をもって提供されるよう、保健・福祉・医療の各種サービスを提供する機関や担当部局が連携し、利用者の立場に立ったサービス提供体制を確保することが重要であり、さらにはその他の部局や機関も視野に入れ、就業支援やまちづくりなども含めた事業展開を図ることが必要である。

また、具体的事業の実施に当たっては、その事業が介護予防に真に効果的であるかどうかを常に確認しながら展開することが必要であり、今後、事業評価に積極的に取り組んでいくことが求められる。

さらに、地域リハビリテーションの推進に当たっては、都道府県において、介護予防リハビリテーション専門部会（仮称）の設置、介護予防都道府県リハビリテーション支援センター（仮称）の指定等の体制づくりに取り組むことが重要である。

(4) 介護サービスの質の確保のためには、介護サービスに関する情報の提供や評価事業の普及、利用者からの苦情への対応、ボランティアを活用した相談員（介護相談員）の施設等への派遣、適切な契約締結の推進などに積極的に取り組むことが重要であり、さらには事業者自身による、介護保険制度の趣旨に沿った適正で節度のある事業運営への取組みを促すことも望まれる。

3 介護予防及び疾病予防の推進

(1) 高齢者が健康で生き生きした生活を送ることができるよう支援していくことは極めて重要である。そのため、市町村においては、高齢者が要介護状態になったり要介護状態が悪化したりしないようにする「介護予防」の取組みを強力に推進する必要がある。

介護予防の取組みには、老人保健事業として実施されているもの、介護予防・生活支援事業として実施されているもの、医療保険者による保健事業として実施されているもの、地域リハビリテーション対策として実施されているもの、地域住民等の自主的な活動として実施されているものなどがあることから、保健・福祉・医療の各種サービスを提供する機関や担当部局が連携し、利用者の立場に立ったサービス提供体制を確保することが重要であり、さらにはその他の部局や機関も視野に入れ、就業支援やまちづくりなども含めた総合的な介護予防施策として積極的に推進していくことが求められる。

また、具体的事業の実施に当たっては、その事業が介護予防に真に効果的であるかどうかを常に確認しながら展開することが必要であり、今後、事業評価に積極的に取り組んでいくことが求められる。

さらに、地域リハビリテーションの推進に当たっては、都道府県において、リハビリテーション推進協議会の設置、リハビリテーション支援センターの指定等の体制づくりに取り組むことが重要である。

(2) 介護予防に資する保健福祉サービスが利用者一人ひとりに有効に提供されるためには、十分に情報を把握し課題分析（アセスメント）を行った上で、適切なサービス提供計画を策定する必要がある。

そのため市町村においては、保健部局と福祉部局、市町村保健センターと在宅介護支援センターといった関係部局・関係機関の連携体制や、保健師と社会福祉専門職などの協力体制の整備を、地域の実情に応じて行うことが重要である。

また、都道府県においては、保健部局と福祉部局との連携体制や関係団体との協調体制を確立し、市町村における高齢者保健福祉サービスに関する調整への取組みを支援することが重要である。